

甲州市観光パンフレット作成業務委託仕様書

1. 業務名

甲州市観光パンフレット作成業務

2. 目的

甲州市観光パンフレット(総合版)は、増刷の際に軽微な記載事項の改正を実施しているが、デザイン及び形態は、10年以上経過しており、最新トピックの紹介や構成が閲覧者のニーズと差異が生じているため、甲州市観光パンフレットを全面的に改訂し、最新の甲州市の魅力や観光情報を分かりやすく掲載し、インバウンド対応との連携性など、現代のニーズに応えた観光パンフレットを作成することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和4年3月18日まで

4. 業務内容等

- (1) 甲州市観光パンフレットに係る企画、アイデア、対象の取材等
 - ・他の情報発信ツールとの連動性や、活用方法も考慮して作成すること
- (2) 甲州市観光パンフレットのデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
 - ・写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受託者において入手することを基本とする。ただし時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は委託者所有の写真や資料とすることができる
- (3) 甲州市観光パンフレットの電子データの作成及び納品
- (4) 甲州市観光パンフレットの印刷及び納品
- (5) その他、パンフレットの制作に必要な事項
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、本業務に関する提案

5. パンフレットの内容

- (1) 『見たい、食べたい、体験したい』など実際に行きたくなる要素を盛り込み、遊び心をもたせて市内の豊富な観光資源を活用例、体験例など全体の魅力が伝わるもの。
- (2) 甲州市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、読んで楽しく、理解しやすいもの
- (3) 情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取ってみたいくなり、本市への訪問の動機付けとなるもの
- (4) カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したもの
- (5) 多言語への対応が可能となるもの
- (6) 位置や距離関係が分かりやすい地図

6. 仕様等

企画:A4板 16 ページ フルカラー印刷 中綴じ

用紙:マッドコート90kg

7. 留意事項

(1) 特記事項

- ① パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- ② 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む)、所有権等を委託者に譲渡すること
- ③ 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転するものとする
- ④ 成果品は委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページの掲載等)できるものとする。
- ⑤ この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) 成果品

- ① パンフレット(日本語版) 50,000部
- ② パンフレットの電子データ 一式
(再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ)
- ③ 写真テキスト等データ 一式

(3) 納品場所

甲州市役所 観光商工課
山梨県 甲州市塩山上於曾1085-1

(4) 校正・確認

校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

(5) その他

- ① 受託者は業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする
- ② 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- ③ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。